

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 新旧対照条文  
目次

○ 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)	(抄)	(第一条関係)	1
○ 法人税法施行令(昭和四十年政令第九十七号)	(抄)	(第一条関係)	2
○ 厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)	(抄)	(第二条関係)	3

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令 新旧対照条文

○ 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号） 抄

（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国庫補助金等の範囲）</p> <p>第八十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金又は給付金のほか、次に掲げる助成金又は補助金とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）<u>第七条第一号</u>（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金</p> <p>三〇六 （略）</p>	<p>（国庫補助金等の範囲）</p> <p>第八十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等の総収入金額不算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金又は給付金のほか、次に掲げる助成金又は補助金とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）<u>第二十条第一号</u>（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金</p> <p>三〇六 （略）</p>

○ 法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）抄  
 （第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国庫補助金等の範囲）                      第七十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金又は給付金のほか、次に掲げる助成金、補助金又は給付金とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）<u>第七条第一号</u>（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金</p> <p>三〇八 （略）</p>	<p>（国庫補助金等の範囲）                      第七十九条 法第四十二条第一項（国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入）に規定する国庫補助金等は、国又は地方公共団体の補助金又は給付金のほか、次に掲げる助成金、補助金又は給付金とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）<u>第二十条第一号</u>（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務）に基づく独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成金</p> <p>三〇八 （略）</p>

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）抄  
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（振興課の所掌事務）                      第一百六条 振興課は次に掲げる業務をつかさどる。                      一〜五 （略）                      六 老人福祉法に規定する老人健康保持事業及び老人クラブに関する                      こと。                      七・八 （略）</p>	<p>（振興課の所掌事務）                      第一百六条 振興課は次に掲げる業務をつかさどる。                      一〜五 （略）                      六 老人福祉法に規定する老人健康保持事業、老人クラブ及び指定法                      人に関すること。                      七・八 （略）</p>